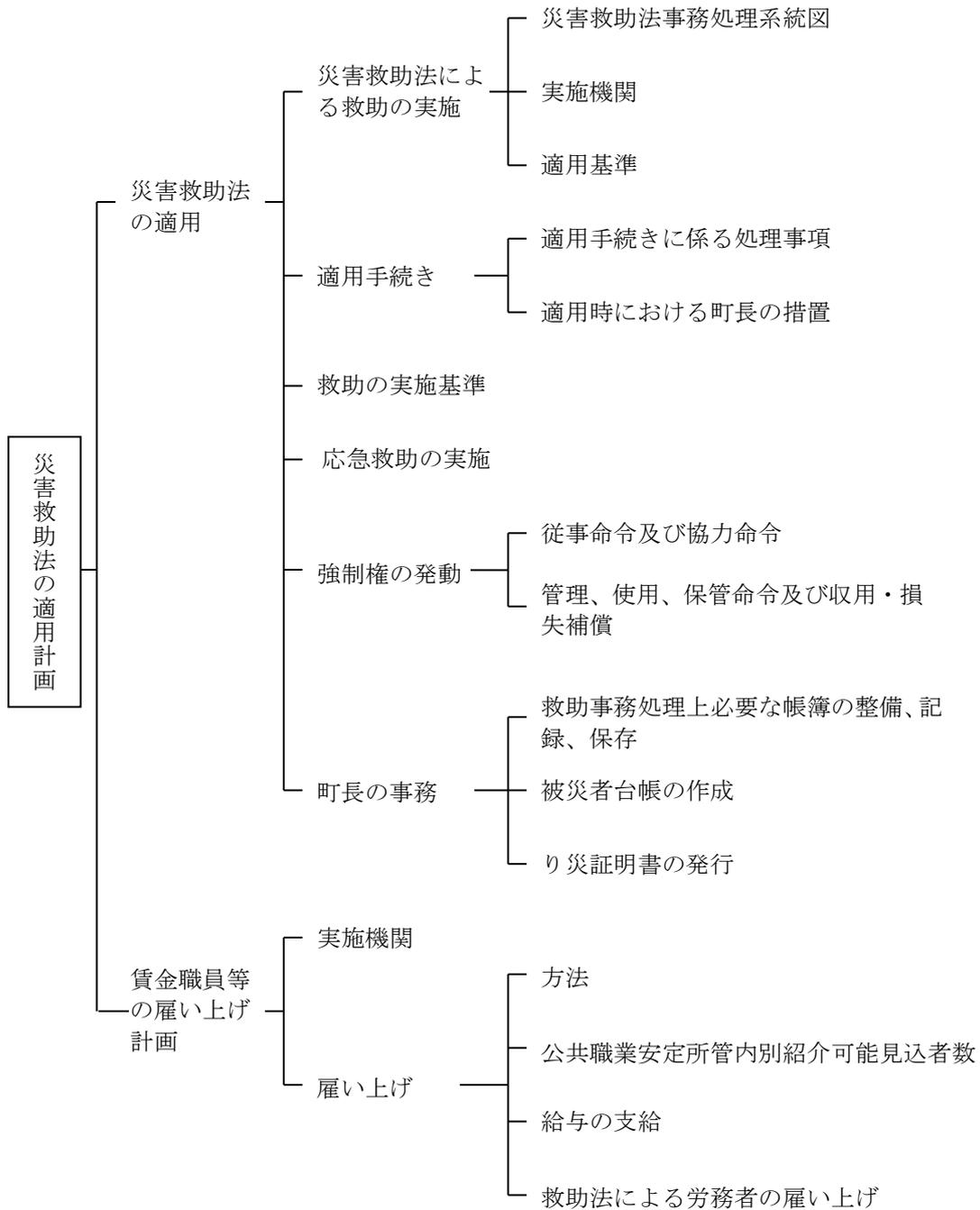


第9章 災害救助法の適用計画

基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、被災者の基本的な生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、町及び県は応急的、かつ一時的な救助対策を実施することになる。

この救助対策を迅速かつ的確、円滑に実施するため、災害救助法が定められており、各応急対策の中でそれぞれ実施されるものであるが、これの運用取扱等について必要な事項を定める。

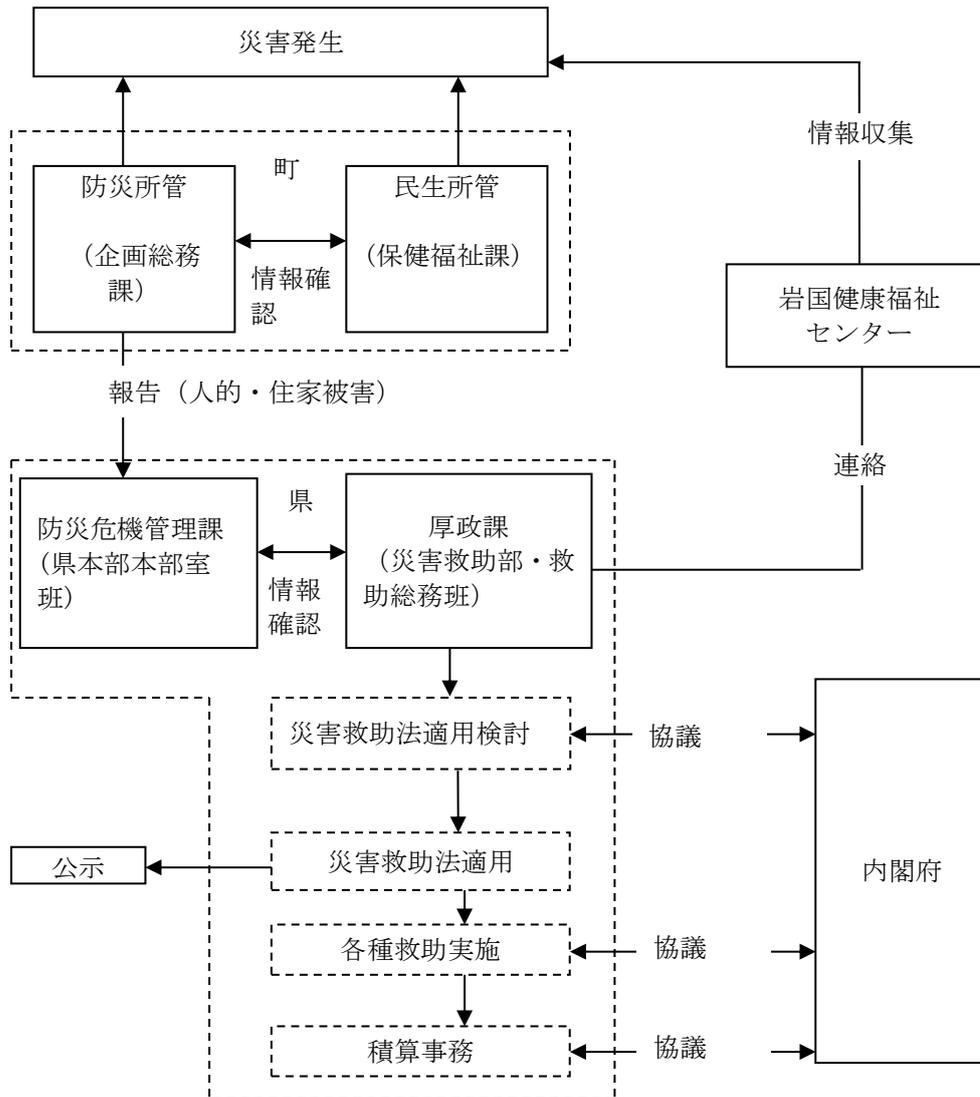


第1節 災害救助法の適用

県の地域に災害救助法適用の災害が発生した場合、知事は、救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として、救助を実施するものとする。

第1項 災害救助法による救助の実施

1 災害救助法事務処理系統図



2 実施機関

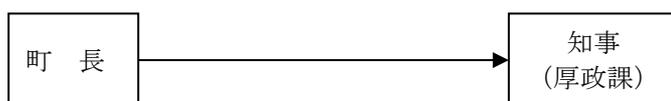
- (1) 町長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- (2) 知事から町長への委任については、救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を町長に通知する。

(3) なお、町長への委任が予測される事務の内容は、次のとおりである。

救助実施内容	実施機関	備考
1 避難所の設置	町	
2 応急仮設住宅の供与 (1) 建設 (2) 入居予定者の選考、敷地の選定	県、町	
3 炊き出しその他による食品の給与	町	
4 飲料水の供給	町	
5 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	町	
6 医療及び助産	県、町	
7 災害者の救出	町	
8 被災した住宅の応急修理	町	
9 生業に必要な資金の貸与	県	
10 学用品の給与	県、町	
11 埋葬	町	
12 遺体の捜索	町	
13 遺体の処理	町	
14 障害物（土石、竹木等）の除去	県、町	

(4) 委任事項の報告

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた町長は、その職権を行使したときは、直ちにその内容を詳細に知事に報告するものとする。



3 適用基準

町は、以下の基準に基づき救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する見込みがあると認めた場合は、第2項に示す手続きを行う。

(1) 町の区域内の人口に応じて定められている数以上の世帯の住家が滅失していること。 適用基準 40世帯（和木町 人口 6, 228人）（人口は、平成27年10月1日現在国勢調査結果による。）
(2) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が1,500世帯以上であって、町の被害住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準の1/2（20世帯）以上に達したとき。
(3) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が、7,000世帯以上であって、町の区域内の被害世帯数が多数である場合。
(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合。
(5) 多数のものが生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。
備考：適用基準の算定方法（単位：世帯） 適用基準＝（全壊・全焼・流失等）＋{（半壊・半焼等）×1/2}＋{（床上浸水・土砂の堆積等）×1/3}

第2項 適用手続き

1 適用手続きに係る処理事項

救助法を適用するに当たって、町長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。

(1) 報告	町長 ア 町長は、町の区域の被害が適用基準に達した場合又は達する見込のあるときは、直ちにその旨を知事（厚政課）に報告する。 イ 適用基準に達する見込がない地域であっても、他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行うものとする。 ウ 報告内容 災総数、人的被害・住家の被害及び非住家の被害 エ 報告系統 「第1項1 災害救助法事務処理系統図」による。 オ 報告主任の設置
(2) 適用の公告	救助法を適用したときは、知事は速やかに次により公告するものとする。 (公示形式) ○月○日発生のお○災害に関し、○月○日から和木町の区域に災害救助法による救助を実施する。

2 適用時における町長の措置

町長は、災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、単独で救助に着手することができるものとする。

この場合、直ちにその状況を知事（厚政課）に報告しなければならない。

第3項 救助の実施基準

救助法に基づき、各種の救助実施に当たって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取扱いについては、県（厚政課）作成の「災害救助マニュアル」によるものとする。

第4項 応急救助の実施

救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救助の種類	該当地域防災計画編	担当課名	
救助の総括	本章災害救助法の適用計画	保健福祉課	
被害状況等の調査・報告	本章及び第2章災害情報の収集・伝達計画	保健福祉課	
避難所の設置	第5章 避難計画	保健福祉課	
応急仮設住宅の供与	第12章 応急住宅計画	保健福祉課	
被災住宅の応急修理		都市建設課	
炊き出しその他による食品の給与	第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画	企画総務課	
飲料水の給与		企画総務課 都市建設課	
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与		企画総務課 保健福祉課	
学用品の給与	第17章 応急教育計画	教育委員会 事務局	
医療及び助産	第4章 救助・救急、医療等活動計画	保健福祉課	
被災者の救出		消防団	
遺体の搜索	第11章 第2節 遺体の処理計画	消防団	
遺体の処理		住民サービス課	
埋葬			
障害物の除去	第11章 第3節第3項 障害物除去計画	都市建設課	
業務協力	輸送協力	第8章 第3節 輸送車両等の確保	都市建設課
	労務協力	本章第2節 技能者、労務者等の雇い上げ計画	企画総務課

第5項 強制権の発動

知事は、災害の混乱期において、迅速に救助業務を遂行するに当たり特に必要があると認めるときは、次に掲げる強制権を発動することができる。

1 従事命令及び協力命令

(1) 従事命令

一定の職種の者（医療、土木建築工事又は輸送関係者）を救助に関する業務に従事させることができる。（救助法第7条）

(2) 協力命令

被災者、その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させることができる。（救助法第8条）

2 管理、使用、保管命令及び収用・損失補償

(1) 管理、使用、保管命令及び収用

ア 知事は、次に掲げる場合において施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、特定業者に保管命令を発し又は救助に必要な物資を収用することができる。（救助法第9条第1項）

（ア）救助を行うため特に必要があると認めるとき。

（イ）救助法第14条の規定による内閣総理大臣の応援命令を実施するため必要があると認めるとき。

イ 管理

病院、診療所、助産所、旅館、飲食店等を管理する権限

ウ 使用

土地、家屋等を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋物資を物的に利用する権限。

エ 保管

災害時の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限。

オ 収用

災害の場合、必要物資を多量に買いだめ、売惜しみしているような場合、その物資を収用する権限。

カ 公用令書の交付

物資の保管命令、物資の収用、施設の管理又は土地若しくは物資を使用する場合には、当該物資、施設、土地又は家屋を所有する者に対して、公用令書を交付して行うものとする。

(2) 損失補償

知事は、管理、使用、保管命令及び収用の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。（救助法第9条第2項）

第6項 町長の事務

1 救助事務の処理上必要な帳簿の整備、記録、保存

(1) 町長は、知事の補助機関として救助を実施するときは、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存するものとする。

(2) 救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、厚政課作成の「災害救助マニュアル」による。

2 被災者台帳の作成

町長は、「山口県被災者支援業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」に基づき、山口県被災者支援業務システムを運用し、救助法による救助の実施について必要な「被災者台帳」を速やかに作成するものとする。

3 り災証明書の発行

町長は、「山口県被災者支援業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」に基づき、山口県被災者支援業務システムを運用し、救助の実施のため必要があるとき又はり災者からの要求があったとき住家等の被害認定調査を実施して、「り災証明書」を発行するものとする。

(1) り災証明書は、「被災者台帳」に基づき、発行するものとする。

- (2) 災害の混乱時においては、「仮り災証明書」を発行し、後日「り災証明書」と取り替えることができるものとする。

第2節 賃金職員等の雇い上げ計画

大規模災害時には、県の機関の災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できないことが考えられる。

このような場合において、救助法では、救助活動に万全を期すために、救助の実施に必要な賃金職員等の雇い上げができることになっており、これに関して町及び関係機関がとるべき措置について定める。

第1項 実施機関

賃金職員等の確保に必要な措置は、町の各応急対策実施部局が、県の担当部局（救助法実施機関）及び関係機関と調整の上、実施するものとする。

第2項 雇い上げ

1 方法

- (1) 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な賃金職員等の雇い上げは、公共職業安定所を通じて行う。
- (2) 求人を受けた公共職業安定所は、求職者のうちから適格者を紹介する。この場合当該地の確保が困難な場合は、他の公共職業安定所等の協力を得て対応するものとする。

2 公共職業安定所管内別紹介可能見込者数

県労働政策課は、災害時に円滑な対応がとれるよう、平素から必要な資料の整備に努めるものとする。

3 給与の支給

賃金職員等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、賃金職員等を使用した地域における通常の実費を支給する。

4 救助法による賃金職員等の雇い上げ

(1) 労務者雇い上げの範囲

救助法による被災者の救助を目的として、その救助活動に万全を期するため、知事及び町長は、次の範囲で救助の実施に必要な賃金職員等を雇い上げる。

対象種別	内容
り災者の避難	災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため、町長等が雇い上げる賃金職員等
医療及び助産における移送	ア 救護班による対応ができない場合において、患者を病院、診療所へ運ぶための賃金職員等 イ 救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員等 ウ 傷病が治癒せず重傷ではあるが、今後自宅療養によることとなった患者の輸送のための賃金職員等
り災者の救出	ア り災者救出行為そのものに必要な賃金職員等 イ 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し又は後始末をするための賃金職員等
飲料水の供給	ア 飲料水そのものを供給するための賃金職員等 イ 飲料水の供給のための機械、器具の運搬、操作等に要する賃金職員等 ウ 飲料水を浄化するための医薬品の配布に要する賃金職員等
救済用物資（義援物資を含む）の整理、輸送及び配分	ア 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切にかかる賃金職員等 イ 救済用物資の被災者への配分にかかる賃金職員等
遺体の捜索	ア 遺体の捜索行為自体に必要な賃金職員等

対象種別	内容
	イ 遺体の捜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は後始末のための賃金職員等
遺体の処理 (埋葬は除く)	ア 遺体の洗浄、消毒等の処置をするための賃金職員等 イ 遺体を安置所等まで輸送するための賃金職員等
特例 (特別基準)	上記のほか、次の場合は内閣総理大臣の同意を得て賃金職員等の雇い上げをすることができる。 ア 埋葬のための賃金職員等 イ 炊き出しのための賃金職員等 ウ 避難所開設、応急仮設住宅建築、住宅の応急修理等のための資材を輸送するための賃金職員等

(2) 雇い上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難いときは、内閣総理大臣の同意を得て期間延長ができる。

(3) 賃金の限度は、雇い上げた地域における通常の実費とする。